

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 植木 久一 様 あて名 〒530-0003 日本国大阪府大阪市北区堂島2丁目1番16号 フ ジタ東洋紡ビル9階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 31.07.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 B170205		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/019523	国際出願日 (日.月.年) 21.05.2018	優先日 (日.月.年) 24.08.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61B17/221(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社カネカ			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 13.07.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 梶木澤 昌司 電話番号 03-3581-1101 内線 3386	
		31	9326

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-10, 13-16	有
	請求項	1, 11-12	無
進歩性 (I S)	請求項	4-5, 8-10, 14, 16	有
	請求項	1-3, 6-7, 11-13, 15	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-16	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 10-504738 A (マイクロベナ コーポレイション) 1998. 05. 12, 図1 2 & WO 1996/001591 A1、図1 2 A-1 2 B & EP 1221307 A2 & US 6949103 B2
 文献2 : WO 2017/135131 A1 (テルモ株式会社) 2017. 08. 10, [0057]-[0058]、図3-5 (ファミリーなし)
 文献3 : JP 2005-021195 A (日本ゼオン株式会社) 2005. 01. 27, [0034] - [0037]、図1-3 (ファミリーなし)

請求項1, 11-12に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献1の、カテーテルCは外筒部材に、らせんワイヤコイル266は内筒部材及び中空コイル体に、つなぎワイヤ290は複数の弾性ワイヤに、ガイドワイヤ260'はガイドワイヤーに、それぞれ相当する。

請求項2-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1と、文献2とにより進歩性を有しない。

文献2には、線材の巻回方向が第1層(コイル9)と第2層(コイル8)と第3層(コイル7)で互いに反対となっている中空コイル体が示されており、当該構成を文献1の中空コイル体に適用することは、当業者にとって容易である。

請求項6-7, 13, 15に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1と、文献3とにより進歩性を有しない。

文献3には、複数の弾性ワイヤ(弾性ワイヤ4)を有する拡張可能なバスケット部と操作ワイヤ11が、筒状の接続具(複数孔結束部材7、単一孔結束部材9、接続パイプ12)によって接続されている構成が示されており、当該構成を文献1のバスケット部とバスケット部を操作可能な内筒部材に適用することは、当業者にとって容易である。また、文献3には、複数のワイヤ挿通路(細径ステンレス鋼製パイプ22)が周方向に並んで配置されている構成も示されている。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

また、文献 3 には、弾性ワイヤの近位端部を遠位側から周方向に並んで配置されている複数のワイヤ挿通路に挿入する工程と、弾性ワイヤと接続具を接合する工程も示されており、弾性ワイヤをワイヤ挿通路に挿入する工程の前に、弾性ワイヤの近位端部の外径をワイヤ挿通路に挿入可能な程度に小さくすることは、当業者が必要に応じて適宜なし得ることである。

請求項 4-5, 8-10, 14, 16 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、当業者にとって自明なものでもない。